

鹿追町図書館管理システム
公募型プロポーザル募集要領

令和7年7月
北海道河東郡鹿追町

鹿追町図書館管理システム導入事業
公募型プロポーザル募集要領

1 業務名

鹿追町図書館管理システム導入業務（以下、本業務と記載）

2 業務の目的

鹿追町図書館では、パッケージシステムによる図書館情報システムを使用しているが、端末機の基本ソフトウェアである Windows10 のサポート終了に合わせて契約期間が令和7年度末となっている。

当該システムの更新にあたり、近年の社会情勢及び経済状況の変化に伴い利用者のニーズが多様化している中で、通信費や人件費の高騰と、加速する ICT 化への対応が課題となっており、現行の図書館システムが保有するデータ等の資産を引き継いだ上で、情報技術革新の成果等を積極的に取り入れて機能強化を図ることでこれらの課題を解決し、利用者サービスの向上による安定した図書館運営を行うことを目的とするものである。

3 業務内容

（1） 業務名 鹿追町図書館管理システム導入事業

（2） 業務内容 別紙1－1「基本仕様書」のとおり

（3） 履行期間 令和7年9月1日から令和8年1月31日まで（5か月）

なお、本業務は、総務省令和7年度新しい地方経済・生活環境創生交付金

（デジタル実装型）を受けて行うものであるため、趣旨に沿った事業を実施する。

4 契約方法

プロポーザル方式による随意契約

5 提案上限額

11,449千円（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度末までのデータセンター利用料及びライセンス費用含む

上限額であり契約予定価格を示すものではない

6 参加資格要件

（1）基本事項

本プロポーザルに参加できる者は、単独の事業者、特定業務委託共同企業体（以下

「共同企業体」という。)のいずれかとする。なお、共同企業体による提案の場合には、共同企業体内で代表者を決めるとともに、代表者は本プロポーザルに係る担当者との窓口となり、事務局と共同企業体との正確な意思伝達役を務めるものとする。

(2) 参加資格

提案事業者は、本募集要領の公告日において共同企業体に属する事業者を含め、次の全ての要件を満たしている者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者ではないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく暴力団または、暴力団員の統制下にある者でないこと。
- エ 本プロポーザルの参加意思表明書提出の時点において、法人税（個人にあっては所得税）、消費税、市町村税等を滞納している者でないこと。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- カ 提案しようとする事業プラン又はこれと類似の業務実績をもち、事業プランを遂行するために十分な組織、人員、経営能力等を有していること。
- キ 本町において建設工事入札資格又は物品等の見積入札参加資格を有する者で、指名停止措置を受けていない者であること。

※物品等の見積入札参加資格を有する者が参加する場合、提案書において施工業者を提示すること。

(3) 共同企業体の場合の特記事項

共同企業体による応募の場合は、次の各事項に留意すること。

- ア 構成員数は2者までとする。
- イ 共同企業体に属する者は、他の共同企業体に属して本プロポーザルに参加することはできないものとする。

7 応募手続き及び募集要領等の配布について

(1) 実施スケジュール

実施内容	実施期間 又は 期日
募集要領の配布期間 参加意思表明書提出期限	告示日から7月30日（水）午後5時
質問受付期間	令和7年7月30日（水）午後5時

質問回答	令和7年8月5日（火）
参加申請書・企画提案書・見積書提出期限	令和7年8月15日（金）午後5時
プレゼンテーション及び選定委員会審査	令和7年8月22日（金）
審査結果通知（優先交渉権者決定）	令和7年8月26日（火）
優先交渉権者との交渉 契約内容決定	令和7年8月下旬
契約締結	令和7年9月1日（月）
事業着手	令和7年9月上旬以降

（2）配布場所

北海道河東郡鹿追町東町1丁目38番地1 鹿追町図書館

（3）配布方法

配布場所で直接受取る又は鹿追町ホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス【<http://www.town.shikaoi.lg.jp/>】

※配布時間は10時～18時（月、祝日翌日を除く。）とする。

（4）本プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関する質問の受付は、本プロポーザルに参加する意思を表明（様式1号「参加意思表明書」を提出）した者とし、その回答は、参加意思表明者に全て集計のうえ一覧表にて回答する。

そのため、受付期間を過ぎて提出された質問、指定の様式2号「質問書」を用いない質問、次に定める受付方法と異なる方法で提出された質問は、一切受け付けないものとする。

ア 受付期間

7（1）実施スケジュールに記載の期日（必着）

イ 受付方法

様式第2号「質問書」に質問事項を記載し、事務局（後述）宛に電子メール、FAXで提出するものとする。

また、送信時の電子メールタイトル又はFAX送信票には、「プロポーザル質問書（事業者名）」とし、電子メール又はFAXを送信した後に、鹿追町図書館（担当者）まで送信・受付確認の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、企画提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。

ウ 回答及び公表

8（1）実施スケジュールに記載の期日までに、質問集計表を参加意思表明

者全てに電子メールで回答する。

事務局：鹿追町教育委員会 社会教育課 鹿追町図書館

電話： 0156-69-7170

FAX： 0156-69-7170

e-mail：shakyou@town.shikaoi.lg.jp

(5) 参加意思表明書・参加申請書等

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、あらかじめ7（1）実施スケジュールに記載の期日まで様式第1号「参加意思表明書」及び様式第4号「会社概要書」を提出したうえで、次の書類を指定期日までに提出すること。

ア 提出書類

① 単独の事業者の場合

- ・様式第3-1号「参加資格確認申請書」
- ・納税証明書
- ・法人登記簿謄本の写し（個人にあつては身分証明書の写し）
- ・企画提案書（自由様式）
- ・様式第6-1号「仮見積書（総括表）」
- ・様式第6-2号「仮見積書（内訳書）」
- ・様式第6-3号「仮見積書（運用経費）」

② 共同企業体の場合

- ・様式第3-2号「参加資格確認申請書」
- ・様式第3-3号「特定業務委託共同企業体結成予定書」
- ・納税証明書
- ・法人登記簿謄本の写し（個人にあつては身分証明書の写し）
- ・企画提案書（自由様式）
- ・様式第6-1号「仮見積書（総括表）」
- ・様式第6-2号「仮見積書（内訳書）」
- ・様式第6-3号「仮見積書（運用経費）」

イ 提出方法

- ① 持参または郵送等により提出すること。
- ② 持参の場合は、事前に電話で連絡すること。
- ③ 郵送の場合は封筒表に「鹿追町図書館管理システム導入業務関係書類在中」と記載すること

ウ 提出期限

7（1）実施スケジュールに記載の期日までに必着とする。

エ 提出先

〒081-0222 北海道河東郡鹿追町東町1丁目38番地1

鹿迫町教育委員会 社会教育課 鹿迫町図書館

電話 0156-69-7170

FAX 0156-69-7170

e-mail shakyou@town.shikaoi.lg.jp

オ 提出部数

代表者印を押印した正本1部、企画提案書については副本を6部。

ただし、納税証明書は正本のみに添付し、副本への添付は省略する。

また、添付書類（仮見積書を除く）はPDFにて、仮見積内訳書は、エクセル形式でCD-R等に保存したものを1部、併せて提出すること。

8 提案書等の内容

参加表明事業者は、本事業の実施について、下記の（１）及び（３）に基づき、提案書、業務スケジュール表、費用見積書を作成すること。

なお、本実施要領に記載する「評価基準」に関する事項については特に明確にすること。また、提案書の作成にあたっては、本プロポーザルの審査（ヒアリング）時間を1事業者につき20分以内としていることを考慮し、大冊とならないよう留意しなければならない。

企画提案の提出は、企画提案書に次の書類を添付して行うこと。

（１）企画提案書別紙

別紙2「審査項目及び配点」の審査項目の順番で記載し、書式に定めのないA4片面25ページ以内とすること。

（２）業務に係る事業費積算内訳

60か月総額及び年度ごとの内訳額を税抜き価格で示すこと。

（３）機能証明書

機能証明書（別紙1－3）の「対応区分」欄に、次の要領で実現可否を追記の上、適合表として提出すること。

ア 標準機能で対応可能な場合「○」を追記。

イ カスタマイズにより対応可能な場合「△」を追記。

ウ 対応できない場合「×」を追記。

（４）業務スケジュール

業務期間内において全ての作業が完了するよう、各作業及び工程を一覧できる業務スケジュールを作成する。なお、実際の業務履行スケジュールについては、提出された業務スケジュール表に基づき本町と協議・調整のうえ決定する。

（５）仮見積書

費用見積額は、提案上限額（税込）を超過することが無いよう留意すること。

ただし、機器等の運用保守費用は含めないこととする。

仮見積書の提出については、以下のとおりとする。

- ・全体経費を総括した費用見積書【様式 6-1】
- ・運用保守費を除いた全体整備費用の内訳書【様式 6-2】
- ・機器等の運用保守費用【様式 6-3】

仮見積書には、単価・数量・金額・その他必要事項を可能な限り詳細に記載すること。

9 選定方法

本プロポーザルにおける委託業者の選定に当たっては、選定委員会による書類審査、提案書評価、価格評価、ヒアリングの総合的評価に基づき決定する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時・場所

参加者に別途通知する。

イ 実施時間

1 者につき 20 分程度のプレゼンテーションの後、10 分程度のヒアリングを行う。

ウ その他

- ① プレゼンテーションは、提出した企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- ② 提案者がパソコンを用意し、プロジェクター等については町で用意する。
- ③ 出席者 1 者につき 3 名までとし、本業務の責任者となる予定の者は原則出席すること。
- ④ プレゼンテーションの内容は、町で録音できることとし、本業務のみで使用するものとする。

(2) 審査

書類審査、提案書評価、価格評価、企画提案書及びヒアリングによりそれぞれ総合的に評価基準書に基づき審査を行い、優先交渉権者を決定する。

選定の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。

評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。

選考結果は参加者すべてに通知する。

参加者が 1 者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目におい

て各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

1 0 参加の辞退

参加意思表明書を提出した事業者が本プロポーザルを辞退する場合は、参加申請書等の提出期日までに様式第 5 号「参加辞退届」を提出するものとする。

1 1 契約までの手続き

選定結果に基づき、決定した優先交渉権者と協議し、契約するものとする。

なお、契約締結の時期は 7 (1) 実施スケジュールに記載の通りとする。

1 2 その他

(1) 提出書類の用途

本町は、参加する事業者の会社概要書、技術資料、提案書等を本プロポーザル以外の目的では使用しないものとする。

(2) 秘密保持

本プロポーザルへの参加者は、本プロポーザルにおいて知り得た鹿追町及び町内関係施設のコンピュータシステム、ネットワーク、図面等に関する情報など、セキュリティ面で当然配慮すべき情報については、秘密保持に特に留意し、いかなる場合であっても他に漏らしてはならない。また、速やかに廃棄するものとする。

(3) 費用負担

本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。